

## 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	事前計画書のとおり
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

様式第十(第六十三条関係) つづき

役員の名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

名 称	
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

様式第十(第六十三条関係) つづき

法定代理人の役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額

標準作業書の記載事項		
解体自動車の保管の方法		
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法		
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)		事前計画書に添付した標準作業書のとおり
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法		
解体自動車の運搬の方法		
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法		
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法		
火災予防上の措置		
△手数料欄		

備考

- 1 △印の欄は、記入しないこと。
- 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

欠格要件に該当していない者  
である旨の誓約書

東京都知事 殿

令和 年 月 日

別紙に記載の申請者並びに申請者の役員、政令第5条に定める使用人（注1）、法定代理人、相談役、顧問及び株主又は出資者が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定める欠格要件に該当していない者であることを誓約します。

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては名称及び代表者名)

【欠格要件】（法第62条第1項第2号）

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

（注1）使用人（政令第5条）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(誓約書の別紙)

申請者 (個人の場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人 (申請者が法第61条第1項第4号又は法第68条第1項第5号に規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

申請者 (法人の場合)

(ふりがな) 名称	本店の所在地

法第61条第1項第3号に規定する役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役、使用人、相談役、顧問等を含む)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行株式の総数	株		出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資金額 割合	本 住	籍 所

※ 書ききれない場合は、行を追加するか別紙に記載してください。

# 事業計画書及び収支見積書

令和 年 月 日作成

1-1 事業全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱い車種( )を含む。)

業務時間		従業員数		休業日

1-2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3 破碎実績 (圧縮のみ含む)

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1-4 破碎能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5 保管の状況

解体自動車 (圧縮前)		解体自動車 (圧縮後)		シュレッダーダスト
保管量の上限	台	保管量の上限	台	m <sup>3</sup>
現在保管量	台	現在保管量	台	m <sup>3</sup>

1-6 年間収支見積書

項目		前年度(年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高	ア				
営業経費	イ				
うち使用済自動車等購入費	ウ				
うち廃棄物処理費	エ				
営業利益	オ=ア-イ				
営業外損益	カ(主に利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

負債総額(年度末残高) (千円)	前年度末	現在

- (注) 1 「売上高」は、破砕業に係る売上高を記入のこと。解体自動車、取外した部品、スクラップの売却等の収入の総額。
- 2 「営業経費」は、破砕業の営業活動に要した費用の総額を記入のこと。仕入れ、人件費、設備に係る費用、運搬費、宣伝費など。売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた科目が相当する。
- 3 「うち使用済自動車等購入費」は、使用済自動車等の原価の総額のこと。購入した場合にプラスで、処分料金を受領して引取った場合はマイナスで計上のこと。
- 4 「営業外損益」は、主として利息に係る損益で、支払利息はマイナスで、受取利息はプラスで計上のこと。

破砕業以外にも事業を行っており、事業全体の収入や経費のうち破砕業に係る部分のみを計算できない場合は、売上高ベースで破砕業の部分の占める割合を案分し算出のこと。

なお、売上高の大半を破砕業以外の事業によるものが占め、事業全体の売上高のうち破砕業に係る部分のみを計算することが出来ない場合は、上表を全て事業全体の損益で記載しても良い。その場合、「1台当たり」の欄は「不明」と記入し、主たる収入源の業種を欄外に明記すること。

例：自動車整備業、中古車販売業、産業廃棄物処理業（一般的な呼称でよい。複数列举しても良い）。